

令和2年度第1回小田原市みどりの審議会（書面会議） 議事録

1 日時 令和2年6月5日（金）から6月29日（月）

2 議題

- (1) 小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）について（審議）
- (2) 小田原市緑の基本計画の改訂について（報告）
- (3) 久野霊園合葬式墓地実施設計（造成工事）について（報告）
- (4) その他

3 出席委員 土屋 志郎（副会長）、柳野 良明、奥津 美明、相原 恵美子、西村 信泰

4 議事の概要

議題

- (1) 小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）について（審議）

質疑応答

土屋副会長：事前に、市と調整をしているので、意見は市の説明資料と重複している部分もあると思うが、改めて意見として提出する。

小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）の項目「1 はじめに」については、改訂に係る背景（法改正、施策の進捗状況等）、改訂の趣旨、増補版として現計画と一対としてある旨の説明など簡潔に市民に分かりやすく記載してもらいたい。また、詳細については、項目「3 小田原市緑の基本計画改訂について（1）改訂の理由」で記載すると思うが、市民等へのメッセージのような分かりやすく簡潔な内容で良いと思う。

事務局：小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）の項目「1 はじめに」については、今回の改訂の背景や趣旨、改訂に至った経緯及び今回の改訂では、全面的な改訂は行わず、平成28年以降の施策の展開などにより変更のあった部分を見直す一部改訂である旨を記載する予定である。

土屋副会長：項目「2 目次」については、増補版なので、現計画書のページと対比できるようにすると使いやすくなると思う。

改訂版の図表について、各図表に番号を記載し、目次に一覧表など記載するよう検討していただきたい。

事務局：目次については、土屋副会長のご指摘を含め、わかりやすい目次にしていくよう検討する。

土屋副会長：項目「3 小田原市緑の基本計画改訂について」は、改訂作業のフローを記載した方が良いと思うので、検討していただきたい。（スケジュール案と同じもので、よいと思う。）

事務局：改訂作業フローの記載については、検討させていただく。

土屋副会長：項目「6 生産緑地地区」については、法改正により、都市域の農地が緑地として重要なものとして位置付けられたことを明確に説明した上で、生産緑地が小田原市の都市構造上重要である旨の記載をしていただきたい。

事務局：項目「6 生産緑地地区」についてだが、今回の改訂で一番重要な部分と考えている。土屋副会長のご指摘を含めて、各担当課と調整の上、記載していく予定である。

土屋副会長：保全施策、基本の方針を記載することとなると思うが、一方、全て買入れをする場合は財政的負担が大きくなることや、生産緑地の後継者問題などの課題も記載しておく必要があ

と思う。特に、財政的負担が大きいので、買取りができないというストレートな表現を避けた方が良いと思う。

事務局 : 生産緑地地区の買取等については、緑の基本計画で、細かく生産緑地の買取基本方針まで記載しないが、市としてどこの生産緑地が重要だというような方針等が書けるとよいと考えている。また、財源の問題もあり、記載の表現については、土屋副会長のご指摘を含めて、できる範囲で記載していく予定である。

土屋副会長 : 課題の解決の方策として、土地所有者や農業団体等による販売所や農家風飲食店の設置など、法制度上可能なものを記載しておく必要がある。

事務局 : 土屋副会長ご指摘のとおり、法制度上可能となったものは、今後、小田原市でも実施する可能性も含め、各担当課と調整の上記載できるものに関しては掲載する予定である。

土屋副会長 : 項目「7 グリーンインフラ」については、近年、グリーンインフラの考え方が国において示されており、グリーンインフラとは何か、全国的な取り組み事例を紹介し、その上で、小田原市の方向性を記載するとともに、現行施策においてグリーンインフラとして位置づけられるものがあると思うので、その点は記載しておいた方が良いと思う。

事務局 : グリーンインフラについては、全国的にまだ浸透していない状況だと思われるが、国土交通省などでは、グリーンインフラの考え方や取組事例などを紹介している。国土交通省などの資料を参考に、グリーンインフラの考え方、これまでの経緯、活用すべき場面や全国を取組事例などを記載していく予定である。グリーンインフラに対する小田原市の方向性や事業の位置づけは、現時点では明確に決まっているとは言えない状況であるため、具体的な記載は難しいかもしれないが、各担当課と調整の上、できる範囲で記載していく予定である。

榑野委員 : 小田原市緑の基本計画改訂版骨子(案)の項目「1 はじめに」については、項目「3 小田原市緑の基本計画改訂について(1)改訂の理由」と関連するが、法律改正項目だけでなく、改正の趣旨(ストック活用、公民連携の推進、緑・農と調和したまちづくりの視点等)やその背景となった社会経済状況の変化(人口減少・少子高齢化の進展、財政制約、市民・企業の緑や環境への関心の高まりなど)を踏まえた記述として頂ければと思う。

その際、特に、小田原市にとってもこれらの改正内容、社会経済状況の変化への対応が今後重要になることにも言及して頂けると良いかと思う。

事務局 : 法律改正項目だけでなく、法律改正の趣旨や社会経済状況の変化についても加味した内容にしていくような記載にする。

今回の改正内容などが今後の小田原市の緑化の推進などに、どのような影響を与えるのかも記載していく予定。

榑野委員 : 項目「6 生産緑地地区」については、本項目としては、生産緑地地区という表題ではなく、例えば、「6. 緑・農と調和したまちづくりの視点」のようにしてはいかがか。生産緑地地区の基本的な方針は必須だが、都市農地の保全、農地を活かした生活環境の保全というような視点も重要かと思う。(なお、この視点は、立地適正化計画における非集約化エリアとも関係するものと考えられる。)

事務局 : 生産緑地地区の基本的な方針は必須であるとともに、都市農地の保全、農地を活かした生活環境の保全というような視点も重要と思うので、榑野委員のご意見である項目「6 生産

緑地地区」という表題を「6. 緑・農と調和したまちづくりの視点」のようにするかは検討する。

榑野委員：項目「7 グリーンインフラ」については、グリーンインフラについては、国土交通省などの定義を用いることが考えられるが、基本的には自然のポテンシャルを活かした社会資本整備の取組であり、例示や意義を含めてわかりやすく説明する必要がある。アメリカ型の河川の水質汚濁防止や洪水調節的な狭い使われ方は避けるべき。グリーンインフラの視点は重要だが、結果的には、緑の基本計画でかなり包含できている。

事務局：グリーンインフラについては、国土交通省などが、グリーンインフラの考え方や取組事例などを紹介しているので、例示や意義を含めて記載していく予定である。

榑野委員：「7 グリーンインフラ (2) グリーンインフラの動向」とあるが、積極的な取組を示すため、「小田原市におけるグリーンインフラの検討」を全国の事例とは別に、(3) として項目立てしてはどうか。

事務局：骨子には、「7 グリーンインフラ (2) グリーンインフラの動向」において、「全国の事例」とともに、「小田原市におけるグリーンインフラの検討」項目を既に入れている。榑野委員のご意見である「7 グリーンインフラ (3) 小田原市におけるグリーンインフラの検討」として項目立てするかは検討する。

榑野委員：既に、既定の緑の基本計画にマネジメントの視点は含まれているが、骨子の項目としても、可能であれば、公園の管理運営の視点等も加え、例えば、「都市公園のマネジメントの強化」等として加えることも良いかと思う。

事務局：今回の改訂は、小田原市緑の基本計画改訂後の施策の進展状況を確認するとともに、関連法令の改正・関連計画の改訂に伴う現行計画の内容変更及び課題の整理を行う一部改訂と考えているので、榑野委員のご提案である公園の管理運営視点等も加えた「都市公園のマネジメントの強化」等を小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）に含めることについては、今のところ考えてはいないが、今回の改訂の5年後には本計画改訂から10年が経過するため、榑野委員のご提案についても検討していく。

相原委員：改訂については、社会情勢の変化に伴い、基本計画の改訂、進展状況の確認と見直しは必要な事案であると思う。基本計画の改訂も見せていただいた。資料の添付ご苦労様でした。

西村委員：前回の審議会以降にコロナウイルス、市長交代と大きな変化があったが、社会情勢の変化についてはどこまで織り込む予定か。

事務局：前回（平成28年3月）の改訂から、5年が経過し、地球温暖化の進行、地震、台風などへの防災・減災対応や人口減少社会の到来、超高齢社会の進展、新型コロナウイルスへの対応などの社会情勢の変化とともに、生物多様性の保全や緑を取り巻く環境の変化など、市を取り巻く状況は刻々と変化してきている。今回の改訂は、小田原市緑の基本計画改訂後の施策の進展状況を確認するとともに、関連法令の改正・関連計画の改訂に伴う現行計画の内容変更及び課題の整理を行う一部改訂と考えているが、このような社会情勢の変化への対応についても考慮に入れながら、基本計画の改訂を行っていく予定である。

西村委員：市の上位計画（おだわら TRY プラン）及び関係計画の改訂予定と整合性は考えられているのか。

事務局：小田原市緑の基本計画は、令和4年度（2022年度）を目標年次とする「市総合計画」を具体化する分野別計画のひとつに位置付けられているもので、小田原市総合計画に即する必要がある。また、小田原市都市計画マスタープランに適合し、小田原市環境基本計画に即する必要がある。このようなことから、小田原市総合計画及び関連計画との整合を図る必要があると考えているが、それぞれの計画は改訂年度が異なるため、その都度、時点修正で見直しを行う。

西村委員：課題整理（課題整理は事務局用として、記載しない）とあるが、次回審議会に共有化されるのか

事務局：各施策の課題については、できる限り改訂後の計画に記載していく方向で進めていく予定である。次回、審議会でも共有する予定である。

※（1）小田原市緑の基本計画改訂版骨子（案）について（審議）については、書面議決書により、全ての委員の承認をいただいた。（別紙書面議決書参照）

（2）小田原市緑の基本計画の改訂について（報告）

土屋副会長：現計画の3-2計画の基本方針、「4つの視点」と「6つの基本方針」の中にマネジメントが記載されており、このマネジメントの考え方は各施策に対して共通するものとする。マネジメントについては、小田原市の計画の特色とも考えられるので、わんぱくらんどの駐車料金改訂による公園施設整備の記載は、マネジメントの考え方により実施した旨記載したかどうかと思う。

事務局：掲載していく方向で進めていく。

土屋副会長：各施策が、個々に実施されているものではなく、この計画の基本方針のどこに位置付けられているか（複数もあり）整理することにより、緑の基本計画での位置付けが明確になると思うので、可能ならば、お願いしたい。

例えば、事業概要調査表の表中に、「4つの視点」と「6つの基本方針」の項目を入れ、視点及び基本方針の番号を入れる。又は、基本方針の「4つの視点」と「6つの基本方針」の表を作成し、施策名を入れるなど。

事務局：現計画も、計画の基本方針、「4つの視点」と「6つの基本方針」も項目を入れたものとなっているので、今回の改訂版でも緑の基本計画での位置付けが明確になるようにしていく。

土屋副会長：改訂後の事業概要に、課題があるものを明記しておいた方がよいものがあれば記載してほしい。今後、施策展開ができない場合の明確な理由となると思う。

事務局：各施策の課題についても、できる限り記載していく方向で進めていく予定である。

棚野委員：既にp.28、p.29等にみどりのマネジメントの部分で一部記載されているが、P-PFIなど更なる公民連携の取組や公園毎の管理運営方針の策定など既に検討されている事項があれば記載できないか。

事務局：既に、上府中公園でのP-PFIについての検討を行ったが、収益性の観点から応募する業者がないという結果が得られた。また、公園毎の管理運営方針の策定については、現在の所検討には至っていないのが現状である。

西村委員：改めて、施策の豊富さにいい意味で驚いた。今回の修正・変更点を確認させていただいたが、問題はないと思う。重点施策化、これだけ多くの施策があり、有効であると考え

る。

各施策の進展状況が見えにくい。実施状況と完了時期（予定）、担当地区・組織、予算など時間軸とともに整理、記載できれば実行に寄与すると考える。

事務局：各施策の進展状況については、なるべく定量的に示せる所は示していくよう検討する。

（３）久野霊園合葬式墓地実施設計（造成工事）について（報告）

榑野委員：とくに意見というわけではないが、市民の関心も高い事業と思うので、是非、事業の進捗状況については、逐次公開して頂ければと思う。

事務局：事業の進捗状況や時期を考慮し、公開できる情報においては、公開をしていく予定である。

相原委員：高低差がある予定地のようだが、駐車場から階段を設置することとしたとあるが、これからの時代（高齢、長寿社会）にあったスロープ（車いすでの移動）を提案したいと思う。トイレも段差のない設計をお願いしたい。

事務局：スロープを設置する事も検討したが、土地の形状等により設置については断念し、人的介助による運用を検討していくことを考えている。また、トイレについては、近くのトイレを改修する方向で検討している。

（４）その他

榑野委員：現行の緑の基本計画において、立地適正化計画、歴史的風致維持向上計画に対する言及が少ないので、これら関連する計画との連携についても緑の基本計画に記載されることを望む。

西村委員：緑の基本計画の施策の豊富さと市民参加型が多いことに、改めて感心した。

ただ、活動の全体項目や実施状況を知らないのは私だけなのか。せっかくの良い施策だと思うので、多くの市民に知らしめる機会を増やす（広報、宣伝活動）ことが肝要だと考える。

事務局：本計画の改訂作業の中では、あらかじめ計画改訂案を公表し、広く市民の皆様から意見、情報を募集する手続であるパブリックコメント制度を実施するとともに、小田原市ホームページなどにも計画改訂を掲載することで、多くの市民に知らしめる機会の創出を図っていく予定である。

以上